

鳥羽商船高等専門学校		開講年度	平成26年度 (2014年度)	授業科目	海事教育システム学		
科目基礎情報							
科目番号	0015		科目区分	専門 / 選択			
授業形態	講義		単位の種別と単位数	学修単位: 2			
開設学科	海事システム学専攻		対象学年	専1			
開設期	前期		週時間数	前期:2			
教科書/教材	テキスト配布						
担当教員	片岡 高志						
到達目標							
本科で学んだ海事法令について深く学習し、柔軟な法解釈ができる。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安		
評価項目1	海事教育に関するテーマを適切に設定し、成果を適切に発表することができる		海事教育に関するテーマを設定し、成果を発表することができる		海事教育に関するテーマを設定できず、成果を発表することができない		
評価項目2							
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	【海事 平成27年 1年・2年 秋 開講】 海事に関する国際公法、条約等について学習する 海事教育制度に関するテーマについて研究し、成果を発表する						
授業の進め方・方法	講義はゼミ方式とし、適宜レポート等を課す。						
注意点							
授業計画							
前期	1stQ	週	授業内容		週ごとの到達目標		
		1週	海事教育機関		海事教育機関を整理・分類し、その史の変遷について説明できる		
		2週	海技士制度 (船舶免許制度)		船舶の免許制度の変遷を説明できる		
		3週	海技士国家試験		海技士国家試験の概要を説明できる		
		4週	国際海事機関 (IMO) の組織・構成		IMOの組織・構成、常設委員会の概要及びIMOで作成された主な国際条約の概要を説明できる		
		5週	海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS)		SOLAS条約の制定背景、改正経緯及び構成について説明できる		
		6週	船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL)		MARPOL条約の制定背景、改正経緯及び構成について説明できる		
		7週	海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)		UNCLOS条約の制定背景、改正経緯及び構成について説明できる		
	8週	船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW) - 1		STCW条約の制定背景について説明できる			
	2ndQ	9週	船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW) - 2		STCW条約の改正経緯及び構成について説明できる		
		10週	STCW-1 (決議)		決議事項の概要を説明できる		
		11週	STCW-2 (資格要件)		甲板部職員及び機関部職員の資格要件 (附属書) を説明できる		
		12週	STCW-3 (強制基準の概要)		強制基準 (Code A) の概要を説明できる		
		13週	STCW-4 (勧告指針の概要)		勧告指針 (Code B) の概要を説明できる		
		14週	STCW-5 (当直基準、能力基準)		航海当直及び機関当直の遵守事項、甲板部職員及び機関部職員の能力基準の詳細について説明できる		
		15週	課題発表会				
16週							
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標			到達レベル	授業週
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	0	50	0	0	50	0	100
基礎的能力	0	15	0	0	15	0	30
専門的能力	0	35	0	0	35	0	70
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0